

動物の遺棄・虐待は



愛護動物を

- **殺傷**した場合
5年以下の**拘禁刑**または
500万円以下の**罰金**
- **遺棄・虐待**した場合
1年以下の**拘禁刑**または
100万円以下の**罰金**

「犬と猫のマイクロチップ情報登録」制度

令和4年6月1日から、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務化されました。
犬や猫を家族に迎えたら、マイクロチップの情報登録をしましょう。

虐待は**犯罪**です。

徳 島 県 警 察